

「医療福祉生協のいのちの章典」背景説明

1. タイトル「医療福祉生協のいのちの章典」について

日本生協連医療部会時代の第4次5カ年計画、「一健康をつくる。平和をつくる。一地域の思いを協同の力で『かたち』に変える」（「かたちプラン」）では、「50年の医療生協運動の大きな前進は、保健・医療・福祉という『いのち』に直接関わる分野を住民参加の生活協同組合で担うことの優位性を物語っています。」と述べています。また、「かたちプラン」の後半期に「生協をいのちの分野でいかす」ため、「いのちの大運動」を行い、出会い・ふれあい・ささえあいのとりくみを行ってきました。今求められているのは、「医療生協の患者の権利章典」と「医療生協の介護」を発展させただけの文書ではなく、地域まるごと健康づくりやまちづくりなどを含む医療福祉生協活動全般にわたって、私たちがめざしているものや大事にしている価値観を表現し、権利や責任を明らかにした文書です。その意味でも「いのち」という言葉にこだわりたいと思います。

2. 医療福祉生協の定義について

日本の医療福祉生協の特徴である医療・介護などのサービスを提供する職員が、それ利用する地域の組合員と、協同して事業を行っているという点を強調する意味で、「ともに組合員として」と表現しました。また、「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」（1995年）での「自発的に手を結んだ人々の自治的な組織である」という協同組合の新たな定義をとり入れ、従来の「自主的」という表現を「自治的組織」に変えました。

3. 医療福祉生協が大切にしている価値と健康観について

医師・看護師不足などの医療・介護の「崩壊」や、「社会保障・税の一体改革」の名による消費税増税と社会保障の切り捨て路線に対し、いのちの大運動の中で、憲法9条の平和主義、憲法25条の生存権をいのちの分野に活かし、憲法13条の幸福を追求するとりくみを協同組合らしくすすめるようという提起をしました。私たちが大事にする価値は、何よりこの日本国憲法の基本的理念である主権在民の立場に立ち、その健康分野での具体化である健康の自己主権を確立するということです。また、「みんなが協力し合って楽しく明るく積極的に生きる」という立場、参加と協同に基づくとりくみがあって初めて、私たちが大事にする医療福祉生協の「健康観」になるのだと思います。

4. 「いのちとくらしを守り健康をはぐくむための権利と責任」

自己決定に関する権利

職員である組合員と、地域の組合員の協同であることを明確にするため、主語を「ともに組合員として生協を担う私たち地域住民と職員」としました。「患者の権利章典」が制定されてから20年経ち、知る権利や学習権は大きく前進しましたが、自己決定権という点で

は、まだ充分でないと考えます。情報の洪水の中で、医療従事者と協同して、治療法の選択や生活や食事の改善、健康法などについて考え、最終的には自分で決めることが大事だと思います。参加と協同をすすめ、自己決定に関する権利を確立することをこの章典の中心課題に据えます。

自己情報コントロールに関する権利

プライバシーの権利を、医療機関・介護事業所中でのプライバシーにとどめず、更に発展させた形として、自己情報コントロールに関する権利としてまとめました。

安全・安心な医療・介護に関する権利

医療・介護の分野のみならず、他の分野でも安全性が大きく問われていますが、ここで強調したいのは、「安全」を守るとりくみは、医療・介護事業所の責任を迫りすれば済む問題ではないということです。「いのちの章典」を実践すれば、自分たち職員も守られる、参加と協同により共に安全を守る運動を広めていこう、という観点が重要と考えています。

アクセスに関する権利

「患者の権利章典」が制定された当時の医療にかかりにくいという内容は、制度的な問題や自己負担増の大きな問題でした。保険料の未納・滞納による保険証がないことによる受療権の侵害等々だけではなく、お産をしたくても産婦人科がないという問題、救急車を受け入れる病院がない、地域によっては小児科が少ない、耳鼻科がない、脳外科が少ないので1カ所に集中するという問題もあります。もう少し広い概念を含んだ「医療を受ける権利」を提起する必要があるのではないかとすることで「アクセスに関する権利」という用語を使いました。

参加と協同

この項では「主体的に」という言葉を選びました。主権在民の立場で健康の自己主権を確立するという立場を強調しています。